



令和4年 第1回定例会：4月18日

行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和4年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程（その1）	2
○会議に付した事件	2
○議事日程（その2）	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（9名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 議（午後 1時30分）	5
○臨時議長の紹介及び挨拶	5
開 会（午後 1時34分）	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	6
○会期の決定	7
○副議長の選挙	7
○議第1号～第4号の一括上程、提案説明	8
提出者代表 9番 保 泉 和 正 議員	8
○上程議案の質疑～採決	9
○議席の指定	10
○会議録署名議員の指名	11
○議会運営委員会委員の選任	11
休 憩（午後 1時52分）	11
<hr/>	
再 開（午後 2時10分）	11
○管理者、副管理者あいさつ	11
石 井 直 彦 管理者	12
河 田 晃 明 副管理者	12

○議案第4号の上程、提案説明	13
石井直彦 管理者	13
○上程議案の質疑、採決	13
○議案第5号の上程、提案説明	14
石井直彦 管理者	14
○上程議案の質疑、採決	14
○議案第1号～第3号、及び第6号～第12号の一括上程、提案説明	15
石井直彦 管理者	15
江森裕一 事務局長	16
○上程議案の質疑	22
休憩（午後 2時45分）	22
<hr/>	
再開（午後 3時10分）	22
○上程議案の質疑続行	22
質疑 1番 木村 博 議員	22
答弁 江森裕一 事務局長	22
再質疑	23
再答弁	23
質疑 6番 野中一城 議員	23
答弁 江森裕一 事務局長	23
再質疑	24
再答弁	24
○上程議案の討論、採決	24
○特定事件の委員会付託	26
閉会（午後 3時23分）	26
<hr/>	
○署名議員	27

行田羽生資源環境組合告示第3号

令和4年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を4月18日行田市役所305会議室に召集する。

令和4年4月11日

行田羽生資源環境組合
管理者 石井直彦

令和4年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程（その1）

令和4年4月18日（月曜日） 午後 1時30分開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○議事日程（その2）

第 1 会期の決定

第 2 副議長の選挙

第 3 議 第 1号 行田羽生資源環境組合議会委員会条例

議 第 2号 行田羽生資源環境組合議会会議規則

議 第 3号 行田羽生資源環境組合議会傍聴規則

議 第 4号 行田羽生資源環境組合管理者の専決処分事項の指定について

以上4議案の一括上程、提案説明まで

第 4 議席の指定

第 5 会議録署名議員の指名

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 議案第 4号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

第 8 議案第 5号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

第 9 議案第 1号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度行田羽生資源環境組合会計予算）

議案第 2号 専決処分の承認を求めるについて（行田羽生資源環境組合の休日定める条例ほか24条例の制定）

議案第 3号 専決処分の承認を求めるについて（行田羽生資源環境組合指定金融機関の指定）

議案第 6号 行田羽生資源環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第 7号 行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

議案第 8号 行田羽生資源環境組合財政状況の公表に関する条例

議案第 9号 行田羽生資源環境組合財産の交換、譲与、無償交付等に関する条例

議案第10号 行田羽生資源環境組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

議案第11号 行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

議案第12号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）

以上10議案の一括上程、提案説明、細部説明まで

第10 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	木村博	議員	2番	野本翔平	議員
3番	江原博之	議員	4番	加藤誠一	議員
5番	吉野修	議員	6番	野中一城	議員
7番	香川宏行	議員	8番	峯寄貴生	議員
9番	保泉和正	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

石井直彦 管理者

河田晃明 副管理者

○事務局職員出席者

事務局 長 江 森 裕 一
参 事 小 磯 行 男
総務施設課長 金 子 政 好
書 記 寺 田 雄 大
書 記 尾 城 英 樹

午後 1時 30分 開議

△臨時議長の紹介及び挨拶

○江森事務局長 本日は、行田羽生資源環境組合設立後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、保泉和正議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

保泉和正議員、議長席へお願いします。

〔保泉和正臨時議長 議長席に着く〕

○保泉和正臨時議長 本日ここに組合設立後、初めての議会が招集されましたので、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひいたします。

午後 1時 34分 開会

○保泉和正臨時議長 ただいまから令和4年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。出席議員が9名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

なお、議事の進行につきましては、会議規則が制定されていないことから、本議会に提案されております、議第2号 行田羽生資源環境組合議会会議規則（案）に準じて進行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保泉和正臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって議事の進行につきましては、行田羽生資源環境組合議会会議規則（案）に準じて進行することに決しました。

これより直ちに会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります印刷文書により、ご了承願います。

△仮議席の指定

○保泉和正臨時議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席と指定いたします。

△議長の選挙

○保泉和正臨時議長 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保泉和正臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。臨時議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保泉和正臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。議長に、香川宏行議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました香川宏行議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保泉和正臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、香川宏行議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました香川宏行議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選された香川宏行議員、ごあいさつをお願いします。

〔香川宏行議長 登壇〕

○香川宏行議長 それでは、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

このたび皆様方のご推挙を賜り、行田羽生資源環境組合発足後、最初の議長という大任を拝することとなりました。大変光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、両市にとりまして、新たなごみ処理施設の建設は共通かつ喫緊の課題であると認識しております。

先日の全員協議会において、管理者からも両市市民にとりまして、一番いい理想の形となってほしいとの言葉もございました。そうしたことから、組合議会といたしましても、速

やかな施設整備はもとより、両市の市民から喜ばれる効率的で安定した事業が実施できますよう、透明性をもって取り組んでまいりたいと存じます。

どうか両市の市民の皆様、議員各位並びに関係各位におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

○保泉和正臨時議長 議長が決まりましたので、臨時議長の職責は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。香川宏行議員、議長席にお着きください。

〔香川宏行議長 議長席に着く〕

○香川宏行議長 それでは、早速議長の職務をとらせていただきます。本日の議事日程及び議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書により、ご了承願います。

次に、本定例会に、地方自治法第121条の規定により、管理者、副管理者、その他関係職員の出席を求めましたので、ご了承願います。

△会期の決定

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

はじめに、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

△副議長の選挙

○香川宏行議長 次に、日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。副議長に、保泉和正議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました保泉和正議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、保泉和正議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された保泉和正議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選された保泉和正議員、ごあいさつをお願いします。

〔保泉和正副議長 登壇〕

○保泉和正副議長 ただいま副議長に就任させていただくこととなりました。この上なく光栄に存じますとともに、その職責の重さを感じているところでございます。

念願のごみ処理施設問題解決のため、行田羽生資源環境組合が4月1日をもって発足いたしました。

つきましては、議会運営を議長とともに、公正かつ円滑に努めますとともに、組合の発展、そして両市の市民のため、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

どうか、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

△議第1号～第4号の一括上程、提案説明

○香川宏行議長 次に日程第3、議第1号ないし第4号の4議案を一括議題といたします。

朗読を省略して提出者代表に提案理由の説明を求めます。——提出者代表 保泉和正議員。

〔保泉和正議員 登壇〕

○9番 保泉和正議員 それでは、議第1号ないし議第4号について、一括して提案理由の説明をいたします。いずれも、提案者は私、賛成者は議長を除く7人の議員でございます。

はじめに、議案書の1ページ、議第1号 行田羽生資源環境組合議会委員会条例でございます。地方自治法第109条第1項の規定に基づき、組合議会における委員会の組織及び運

営に関する事項を定めるため、この案を提出するものであります。

3ページをお願いします。主な内容といたしましては、第1条で議会運営委員会の委員の定数を4人とし、行田市及び羽生市からそれぞれ2人とするもので、任期は、第2条で、組合議会議員の任期と規定しております。委員の選任については、第6条で、議長の指名によることとしております。

次に、議案書の9ページ、議第2号 行田羽生資源環境組合議会会議規則でございます。地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めるため、この案を提出するものであります。

12ページをお願いします。主な内容といたしましては、第8条で、会議時間を午前9時30分から午後5時までとしております。

19ページをお願いします。第53条は、議案に対する質疑の回数を2回までとしております。

20ページをお願いします。第59条は、一般質問について規定しております。

次に議案書の37ページ、議第3号 行田羽生資源環境組合議会傍聴規則でございます。地方自治法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関する事項を定めるため、この案を提出するものであります。

39ページをお願いします。主な内容といたしましては、第4条で、傍聴人の定員を25人としております。

次に議案書の41ページ、議第4号 行田羽生資源環境組合管理者の専決処分事項の指定についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項で軽易なものについて、管理者が専決処分することができる事項を指定するため、この案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○香川宏行議長 以上で説明を終わりました。

△上程案件の質疑～採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

まず、議第1号 行田羽生資源環境組合議会委員会条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号 行田羽生資源環境組合議会会議規則は、原案のとおり可決するに賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号 行田羽生資源環境組合議会傍聴規則は、原案のとおり可決するに賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号 行田羽生資源環境組合管理者の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決するに賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

△議席の指定

○香川宏行議長 次に、日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の指名とその議席番号を課長に朗読させます。——総務施設課長。

[総務施設課長 朗読]

○香川宏行議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 次に、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により、議長において指名いたします。

1番 木村 博 議員

2番 野本 翔平 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△議会運営委員会委員の選任

○香川宏行議長 次に、日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定により、

木村 博 議員

加藤 誠一 議員

野中 一城 議員

峯寄 貴生 議員

以上4名の方を指名いたします。

議会運営委員会は正副委員長の互選を行い、その結果を後刻ご報告願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時 52分 休憩

午後 2時 10分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。先ほど議会運営委員会が開催され委員長、副委員長が決定いたしました。

委員長 峯寄 貴生 議員

副委員長 加藤 誠一 議員

以上のとおりであります。

△管理者、副管理者あいさつ

○香川宏行議長 この際、管理者及び副管理者から発言を求められておりますので、これを許します。――管理者。

〔石井直彦管理者 登壇〕

○石井直彦管理者 それでは議長のお許しをいただきましたので、一言あいさつを申し上げます。この度、行田羽生資源環境組合の管理者を務めることになりました、行田市長の石井です。組合議会議員の皆様におかれましては、年度当初のご多忙の折にも関わらず、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

さて、私は行田市長就任以来、ごみ処理を第一優先と位置付けて、この古いごみ処理施設を何とかしなければならない、市民にとって第一優先だという趣旨のもとにずっとやっています。羽生市との共同整備という形で実現することとなり、非常に感慨深いものがございます。新たな施設が完成するころには今の施設が完成してから40年以上経過することになってしまいますので、何としても市民のために事業を推進していきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

そして、私といたしましては、初心を忘れず、両市民にとって良いものでなければいけない、この一心で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

結びにあたりまして、組合の発展と皆様のご健勝を祈念し、あいさつとさせていただきます。これからもよろしく願いいたします。

○香川宏行議長 続いて副管理者お願いします。

〔河田晃明副管理者 登壇〕

○河田晃明副管理者 行田羽生資源環境組合副管理者を務めます、羽生市長の河田でございます。どうぞよろしく願いいたします。これまで、行田市とのごみ処理広域化について、皆さんと協議をスピーディーに進めてまいりまして、今日に至ることができ誠に嬉しく感謝申し上げます。

このことに関しましては、両市の市議会議員の皆様や、関係者の皆様などのご理解ご協力の賜物であり、感謝申し上げる次第でございます。

ごみ処理施設につきましては、行田市と同じように羽生市も施設建設から40年近く経過しておりまして、あちらこちらの修繕などに多額の費用が掛かっている状況でございます。行田市からお話をいただき、私どもも一緒に勉強会を行ってまいりました。その結果、両市による組合設立の運びとなり、今日の第1回の議会を迎えたことを大変ありがたく感謝申し上げます。

これからの将来負担、コストの削減を図り、そして環境に優しい、また、市民にとって素晴らしいものになるよう、議員の皆様と共に進めてまいりたい。そして、1年でも早く完成にこぎつけるよう皆さんと共に取り組んでいきたいと存じます。

今後の組合運営につきましては、引き続き市民に分かりやすく、透明性のある事業がこれから進められるよう、組合議会議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。議員各位のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

△議案第4号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第7、議案第4号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

課長に議案を朗読させます。——総務施設課長。

[総務施設課長 朗読]

○香川宏行議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第4号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、説明申し上げます。

本案は、行田羽生資源環境組合監査委員に渡邊義弘氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている、議案第4号は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第4号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号はこれに同意することに決しました。

△議案第5号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第8、議案第5号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉野修議員の退席を求めます。

[吉野修議員 退席]

○香川宏行議長 課長に議案を朗読させます。——総務施設課長。

[総務施設課長 朗読]

○香川宏行議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第5号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、説明申し上げます。

本案は、行田羽生資源環境組合監査委員に吉野修議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第5号についての説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている、議案第5号は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第5号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号はこれに同意することに決しました。

吉野修議員の入場を求めます。

〔吉野修議員 入場〕

△議案第1号～第3号、及び第6号～第12号の一括上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第9議案第1号ないし第3号、及び議案第6号ないし第12号の10議案を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔石井直彦管理者 登壇〕

○石井直彦管理者 それでは、議案第1号ないし議案第3号、及び議案第6号ないし議案第12号について、順次説明申し上げます。

はじめに、議案第1号ないし議案第3号専決処分の承認を求めるについてであります。

これら3議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分いたしましたものでございまして、同条3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第1号は、令和4年4月1日の組合設立に伴い、運営に必要となる経常的経費を当初予算として措置したものでございます。

議案第2号は、組合の設立時点で必要となる、組合の休日を定める条例等、25件の条例を制定したものでございます。

議案第3号は、組合の公金の収入または支払いの事務を取り扱う、指定金融機関を指定したものでございます。

続きまして、議案第6号ないし議案第11号について説明申し上げます。

これら6議案は、組合の適正な運営及び事務事業の執行に関し、必要な条例を新たに制定しようとするものであります。

続きまして、議案第12号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）について説明申し上げます。

本案は、本年度実施する事業に必要となる政策的経費について措置するものでございます。

以上で、議案第1号ないし議案第3号、及び議案第6号ないし議案第12号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第1号ないし議案第3号、及び議案第6号ないし議案第12号について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

はじめに、議案第1号 専決処分の承認を求めるについてであります。

本処分の内容は、令和4年度行田羽生資源環境組合会計予算でございます。本案は、4月1日の組合設立に伴い、同日付けで当初予算について専決処分させていただいたものでございます。なお、今回の当初予算につきましては、組合の運営に必要な経常的経費のみを措置したものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,376万8千円と定めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費は、主に議員報酬を計上したものでございます。

2款総務費1項1目一般管理費は、主に正副管理者の報酬、事務所経費、及び職員の人件費でございます。

14ページをお願いいたします。

2款1項2目公平委員会費、及び2款2項1目監査委員費は、主に委員報酬を計上したものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目市負担金は、行田市及び羽生市からの負担金でございます。

3款県支出金1項1目総務費県補助金は、事務所整備に係る経費について、埼玉県のみ

さと創造資金を充当するものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めるについてであります。

本案は、組合設立時点で必要となる25条例の制定について、専決処分させていただいたものでございます。

内容につきまして、順次ご説明申し上げますので、議案書の3ページをお願いいたします。
行田羽生資源環境組合の休日を定める条例でございます。

本条例は、組合の休日を、日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、並びに12月29日から翌年1月3日までとするものでございます。

5ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合公告式条例でございます。

本条例は、条例の公布について、行田市役所前及び羽生市役所前の掲示場に掲示して行うと定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合議会定例会条例でございます。

本条例は、組合議会の定例会の回数を毎年2回と定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合監査委員条例でございます。

本条例は、定期監査や例月出納検査等、監査委員に関し定めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合公平委員会設置条例でございまして、公平委員会を設置するものでございます。

13ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合事務局設置条例でございます。

本条例は、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を設置するものでございます。

15ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合情報公開条例でございます。

本条例は、組合運営の透明性向上を図るため、行政情報の公開に関し定めるものでございます。

25ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合個人情報保護条例でございます。

本条例は、組合が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し定めるものでございます。

41ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。

本条例は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査するため、審査会を設置するものでございます。

45ページをお願いいたします。

10件目行田羽生資源環境組合行政手続条例でございます。

本条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続について定めるものでございます。

61ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合行政不服審査会条例でございます。

本条例は、行政不服審査会の組織及び運営に関し定めるものでございます。

63ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員定数条例でございます。

本条例は、組合の事務部局に勤務する職員の定数に関し定めるものでございます。

65ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

本条例は、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し定めるものでございます。

67ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。

本条例は、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

本条例は、新たに職員となった者のサービスの宣誓に関し定めるものでございます。

71ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

本条例は、研修を受ける場合等、職務に専念する義務の特例に関し定めるものでございます。

73ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。

本条例は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し定めるもので、行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の例によるものと規定しております。

75ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員の育児休業等に関する条例でございます。

本条例は、職員の育児休業等に関し定めるもので、行田市職員の育児休業等に関する条例の例によるものと規定しております。

77ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

本条例は、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に関する制度を定めるもので、行田市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の例によるものと規定しております。

79ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員公務災害等見舞金支給条例でございます。

本条例は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する公務災害等見舞金の支給に関し定めるもので、行田市職員公務災害等見舞金支給条例の例によるものと規定しております。

81ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

本条例は、組合の議長、副議長及び議員の報酬並びに費用弁償に関し定めるものでございます。

83ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

本条例は、組合管理者、副管理者及び監査委員等の報酬及び費用弁償等を定めるものでございます。

85ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合証人等の実費弁償に関する条例でございます。

本条例は、組合の機関の求めにより出頭した者又は参加した者に対する実費弁償の支給に関し定めるものでございます。

87ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合職員等の旅費に関する条例でございます。

本条例は、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し定めるもので、行田市職員等の旅費に関する条例の例によるものとしております。

89ページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

本条例は、物品の借入れや経常的かつ継続的な役務の提供など、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものでございます。

続く議案書の3ページをお願いいたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めるについてであります。

本処分の内容は、組合の公金を取り扱う指定金融機関について、行田市及び羽生市と同様に株式会社埼玉りそな銀行を指定したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第6号 行田羽生資源環境組合人事行政の運営等の公表に関する条例でございます。

本条例は、人事行政の運営等の状況の公表に関し定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

議案第7号 行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございます。

本条例は、議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分に関し定めるもので、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負等について規定しております。

15ページをお願いいたします。

議案第8号 行田羽生資源環境組合財政状況の公表に関する条例でございます。

本条例は、財政に関する所要事項を説明する文書の公表について定めるものでございます。

19ページをお願いいたします。

議案第9号 行田羽生資源環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございます。

本条例は、普通財産及び物品の交換、譲与又は減額譲渡、無償貸付け又は減額貸付け等に関し定めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

議案10号 行田羽生資源環境組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。

本条例は、組合の財源調整を図ることを目的に財政調整基金を設置するものでございます。
25ページをお願いいたします。

議案第11号 行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例でございます。

本条例は、生活環境影響調査の結果及び縦覧の手続並びに意見書の提出方法を定めるものでございます。

続きまして、議案第12号について、ご説明申し上げます。

議案書の最後、令和4年度行田羽生資源環境組合会計補正予算第1回をお願いいたします。

本案は、本年度実施する事業に必要となる委託業務等の政策的経費について措置するものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げますので、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、当初予算の歳入歳出にそれぞれ7,882万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1,259万6千円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為について規定したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、予算書14ページをお願いいたします。

3款衛生費1項1目施設建設費の主なものといたしましては、施設規模、配置、処理方式等に関する方針を定める施設整備基本計画策定業務、民間活力の導入を含めた事業方式の検討を行うPFI等導入可能性調査業務、及び生活環境影響調査業務、施設用地内の一部で実施する埋蔵文化財発掘調査業務でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項1目市負担金は、5,722万6千円で、両市からの負担金でございます。

12ページをお願いいたします。

2款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金は、2,160万2千円で、委託料に係る経費の一部について、国の循環型社会形成推進交付金を充当するものでございます。

次に、債務負担行為について別表によりご説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

先ほど歳出でご説明いたしました生活環境影響調査業務委託の令和5年度分でございます。

て、限度額は1, 320万円であります。

以上で、議案第1号ないし議案第3号、及び議案第6号ないし議案第12号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明を終わりました。

△上程案件の質疑

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

暫時休憩いたします。

午後 2時 45分 休憩

午後 3時 10分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、議案第12号について——1番 木村博議員。

○1番 木村博議員 1番、木村博です。議案第12号補正予算第1回について質問いたします。14ページ、15ページになりますけれど、12節のPFI等導入可能性調査業務委託の、935万円の件でございます。

なぜ、この委託業務を行うのか、というシンプルな質問です。その必要性と目的について説明いただきたいと思っております。その上で、この調査業務をどんな業種の業者に発注をかけるようとしているのかお伺いいたします。以上で1回目の質疑とさせていただきます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 それでは、議案第12号令和4年度行田羽生資源環境組合会計補正予算第1回に対する質疑に順次答弁いたします。

初めに、PFI等導入可能性調査業務委託の必要性と目的についてでございますが、ごみ処理施設の整備にあたりましては、より効率的、経済的手法を選択することが求められております。そういった中で、PFI方式やDBO方式など民間活力の導入も含めた事業方式を検討するものでございまして、これらを総合的に勘案してどういった事業方式を選択するのか、そういったことを比較・評価するために実施する事業でございます。

次に、どのような委託業者に発注しようとしているのかについてでございますが、ごみ処理施設に精通しており同様の業務の実績のある環境系のコンサルタントを想定しているところ

ろでございます。以上でございます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。——木村博議員。

○1番 木村博議員 効率的、経済的な手法がどのような手法なのかということで、PFIとかDBO方式とか検討するということですが、当然従来方式とも比較すると思います。

そういう中でですね、環境系に強いコンサルタントを選ぶということですが、これによって、従来型がいいのか、PFIがいいのか、DBOがいいのかということが決まって、羽生、行田市民のために一番良い方式が決まるということで、理解してよろしいでしょうか。

○香川宏行議長 事務局長。

○江森裕一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。ご指摘のとおり従来の公設の方式も含めて、民間の導入の可能性についても含めて検討するものでございます。そういった中で、経済性などを総合的に勘案する中で、両市の市民の負担が少なく、より効率的な業務が選択できるよう整理をするものでございます。以上でございます。

○香川宏行議長 それでは、次に議案第12号について——6番 野中一城議員。

○6番 野中一城議員 議案第12号、第1回補正予算について伺います。第12節、施設整備基本計画策定業務委託料1,319万9千円についてですが、なぜこの基本計画の策定を行うのか、また、業務の委託先について説明を伺います。

同じく、12節の生活環境影響調査業務委託料1,980万円ですが、生活環境影響調査を行う目的とこの影響調査の法的根拠について説明を伺います。以上、議案質疑といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 それでは、議案第12号に対する質疑にお答え申し上げます。まず施設整備基本計画策定業務の目的でございますが、施設整備にあたりまして施設の規模、処理の方式、公害防止基準、それから施設の配置の計画、また、発電など余熱利用の計画など基本的な事項につきまして整理を行い、今後の事業を円滑に進めるために実施する事業でございます。

2点目の生活環境影響調査の目的と法的根拠についてでございますが、本業務は施設の建設にあたりまして、周辺的生活環境に及ぼす影響につきましてあらかじめ調査を行い、その結果に基づきまして生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討したうえで、施設を建設していくことを目的に実施するものでございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3に実施が規定されているものでございます。以上でございます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。——野中一城議員。

○6番 野中一城議員 確認の再質疑になりますけれども、基本計画策定や生活環境影響調査これらの委託業務を行う関係性があるかと思いますが、その関係性についてお伺いいたします。

○香川宏行議長 事務局長。

○江森裕一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。今回計上してございます施設整備基本計画やPFI等導入可能性調査、それから生活環境影響調査、これらは相互に関係がございませぬ。一例を申し上げますと、環境影響調査を実施するうえで一定の施設の内容が決まっていますと対策を講じることができませんし、施設の基本的な方針が決まっていますとPFI等の可能性を検討することも難しくなってくるといったことで、相互に関係してございませぬ。

基本的には施設の方向性を定め、それをどういった形で経済性や環境への影響を含めて総合的に判断するうえでの基本的な事項の整理という点で関係しております。以上でございます。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はございません。これをもって質疑を終結いたします。

△上程案件の討論、採決

○香川宏行議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 他に討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号 行田羽生資源環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 行田羽生資源環境組合財政状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 行田羽生資源環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 行田羽生資源環境組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計補正予算第1回は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第10、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

野 本 翔 平

同

木 村 博